

第 2 次生物多様性たからづか戦略 (案)

令和 6 年（2024 年）10 月

宝塚市

－ 目 次 －

1	戦略の基本的事項.....	1
1.1	戦略の目的等	1
1.2	戦略策定の背景	2
1.3	戦略の位置付け等	7
2	生物多様性の現状と課題....エラー! ブックマークが定義されていません。	
2.1	市域の概況	エラー! ブックマークが定義されていません。
2.2	宝塚市の生物多様性	エラー! ブックマークが定義されていません。

1 戦略の基本的事項

1.1 戦略の目的等

1.1.1 戦略策定の目的

宝塚市には、六甲山地及び長尾山地、武庫川、ミヤマアカネが飛び交う逆瀬川、小仁川、西谷の里地里山や丸山湿原群などの豊かで貴重な自然や、緑あふれる田園など、地域ごとに特色がある美しい自然があり、市民の財産です。このすばらしい自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、平成8年（1996年）に「環境都市宣言」を表明し、健全で恵み豊かな自然環境を市民とともに育んできました。

しかし、以降、これらの自然環境の基盤となる生物多様性は、緑地の減少や里山の荒廃などにより徐々に失われてきました。このため、生物多様性の状況を整理し、保全を図ることを目的に、平成23年度（2011年度）に「生物多様性たからづか戦略」を策定し、また、平成28年度（2016年度）には行動計画を見直し、計画に基づき、生物多様性の保全に取り組んできました。

1.1.2 戦略改定の趣旨

近年、生物多様性の保全が気候変動と並ぶ重要な環境課題であるという理解が国内外で広がっています。令和4年（2022年）12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、生物多様性の新たな世界的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させて、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が提唱されました。

これを受け、国では令和5年（2023年）3月に、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2030年までのネイチャーポジティブ実現を目指す「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、兵庫県においても、令和7年（2025年）3月に「生物多様性ひょうご戦略」が改定されました。

本市においても、生物多様性に関する国内外の新たな動向に対応するため、また、「生物多様性たからづか戦略」の策定から10年以上経過するとともに、具体的な行動計画の目標年次は5～10年の期間で見直しを図ることとなっていることから、「第2次生物多様性たからづか戦略」を策定しました。

1.2 戦略策定の背景

1.2.1 生物多様性とは

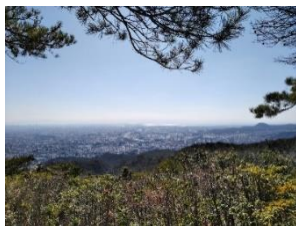
地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると3,000万種¹ともいわれる多様な生物が生まれました。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいいます。人も生物多様性を構成する一つの種であり、私たちの生活は衣食住すべてにわたり、多様な種が関わりあいながら形成する自然からの恵みに支えられています。

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあるとしています。この3つのレベルの多様性を保全していくことが重要です。

【生態系の多様性】

生態系の多様性とは、森林や草原、河川、湿原、ため池、海など、生きものの生存空間となるさまざまな様相の自然がそれぞれの地域に形成されていることです。

宝塚市では、市域の約55%を占める森林、武庫川を始めとする大小の河川、丸山湿原や松尾湿原、市街地の緑など多様な生態系があり、それぞれの立地条件に適応した生物種が互いに影響を及ぼしあい、地域の特徴的な環境を形成しています。



山地（自然休養林）



武庫川峡谷（武田尾）



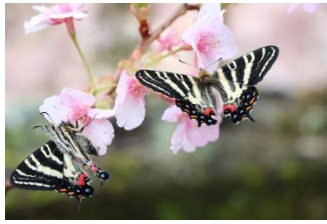
丸山湿原

【種の多様性】

種の多様性とは、動植物から細菌などの微生物に至るまで多様な生物が生息・生育していることです。種数や個体の数だけではなく、生息・生育している地域の種の固有性を保全することも重要です。

宝塚市の山地や水域には、タヌキ、キツネ、セグロセキレイ、ゲンジボタル等の生物、コナラ、アカマツ、エノキ、ススキ、カンサイタンポポなどの植物等の身近な生物をはじめ、ギフチョウ、ヒメタイコウチ、ハッチョウトンボ、オオサンショウウオ等の希少生物、サギソウ、トキソウ、モウセンゴケ、イシモチソウなどの希少植物が分布しています。

¹ 現在、地球上に生存する生物の種数を正確に知ることはできません。世界では既知の生物だけで約175万種が知られており、まだ知られていないものも含めると地球上には3,000万種とも言われる生物が存在すると推定されています。



ギフチョウ（宝塚自然の家）



サギソウ



セグロセキレイ

【遺伝子の多様性】

遺伝子の多様性とは、同じ種でも、個体や地域により遺伝子レベルでは違いがあることを言います。人の顔や体型がひとりひとり違うように、生物にもそれぞれに個性や地域的な特徴があります。例えば、同じゲンジボタルでも糸魚川静岡構造線²の東側と西側では発光の周期が違ふことや、アサリの貝殻の模様が千差万別なことが挙げられます。

このように、同じ種でも異なる遺伝子をもつことにより、環境の変化や病気の蔓延が起きても、絶滅する可能性が低くなります。

1. 2. 2 生物多様性のめぐみ

多様な生物は、それぞれ食う－食われる関係（食物連鎖）や、共生、寄生などの相互関係の中で生きています。私たち人間も生物の一種として、その関係のもとで種の存続が成り立っています。

私たちの暮らしについても、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、4つに分類されています。また、生態系サービスは、暮らしの安心・安全を支え、地域独自の文化を育むなど、人間の福利に貢献しています。

(1) 基盤サービス（生き物が生み出す大気と水）

地球上の生物は、生態系という一つの環の中で深く関わり合い、つながり合って生きています。そして、森林をはじめとした植物による酸素の放出と二酸化炭素の吸収、蒸散を通じた気候の調節や水の循環、生きものの死骸や葉の分解による土壌の形成などさまざまな働きを通じて、現在及び将来のすべての生命の存在にとって欠かすことのできない基盤条件を整えています。

(2) 供給サービス（暮らしの基礎）

私たちの生活は、食べ物、木材など多様な生物資源を利用することにより成り立っています。さらに、生物の機能や形態の情報を医薬品として利用したり、産業への応用、将来の農作物の品種改良など間接的・潜在的な利用の可能性があり、現在及び将来の豊かな暮らしにつながる有用な価値を持っています。

² 親不知（新潟県糸魚川市）から諏訪湖を通過、安倍川（静岡市駿河区）に至る全長140～150kmの断層線。この断層の西側と東側で、生物の分布や性質が異なる例がいくつも知られています。

(3)文化的サービス（文化の多様性を支える）

古来より日本人は、生きとし生けるものが一体となった自然観を有しており、自然を尊重し、自然と共生することを通じて、豊かな感性や多様な文化を形成してきました。こうした精神の基盤を形成するとともに、地域色豊かな食、工芸、祭りなど地域固有の財産ともいべき文化の根源となっています。

(4)調整サービス（自然に守られる私たちの暮らし）

森林を適切に保全し、多様で健全な森林づくりを進めることや地形の不適切な改変を避けることなどは、土砂の流出や崩壊の防止、安全な飲み水の確保に寄与します。また、森林や海洋等による温室効果ガスの吸収量は、気候の調整に重要な役割を果たしています。これは世代を超えて暮らしの安全性を保障することにつながります。

1.2.3 生物多様性の危機

「生物多様性国家戦略」は、我が国の生物多様性の直接的な損失要因を次の「4つの危機」に整理しています。

(1)第1の危機（開発など人間活動による危機）

開発を含む土地の利用の変化や乱獲といった生物の直接採取など、人が引き起こす生物多様性への負の影響です。人間活動による土地や河川の開発・改変や、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘などにより動植物の個体数は減少しています。

(2)第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる負の影響です。里山や草原が利用されなくなった結果、その環境に特有の生きものが絶滅の危機に瀕しています。一方で、シカ、イノシシ、クマ類などが生息分布を拡大して生態系への影響や農林業被害が発生するなど、さまざまな問題を引き起こしています。

(3)第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響です。市内でもヌートリアやアライグマ、オオキンケイギクなどの外来生物が見られ、地域固有の生態系を脅かしています。近年ではマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影響が懸念されています。

(4)第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響です。動植物の分布域の変化や、森林構成樹種の分布や成長量の変化等、様々な生態系において深刻な負の影響が生じることが懸念されています。

1.2.4 国内外の動向

(1) 国外の動向

概ね2年に1回の頻度で生物多様性条約の締約国会議（Conference of Parties =COP）が開催されています。令和4年(2022年)にカナダのモントリオールで開催されたCOP15において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新枠組では2030年ミッションとして、「2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」といういわゆるネイチャーポジティブの考え方を掲げ、その達成に向けた23の行動目標が設定されました。

(2) 国内の動向

国においては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の考え方を踏まえ、令和5年(2023年)に生物多様性国家戦略2023-2030が策定されました。生物多様性国家戦略2023-2030では、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全又は保護することを目指す「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示しています。

環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取り組みを令和5年度から開始しています。

また、令和6年(2024年)には、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じる「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が公布されました。

(3) 兵庫県の動向

兵庫県は、令和6年度(2024年度)に、生物多様性国家戦略2023-2030の目標や考え方を踏まえて「生物多様性ひょうご戦略」を改定しました。

表 1.2-1 生物多様性に係る国内外の動き

年度	国際的な動向	国内の動向	兵庫県の動向	宝塚市の動向
1993	生物多様性条約発効	環境基本法制定 生物多様性条約締結		
1995		生物多様性国家戦略策定	環境と保全と創造に関する条例制定 兵庫環境マスタープラン策定	
2000				宝塚市生態系レトリビュータブック策定
2002	COP6開催（ オランダ・ハーグ ）「2010年目標」採択	新・生物多様性国家戦略策定 自然再生促進法制定	新兵庫県環境基本計画改定	都市計画マスタープラン策定
2004		外来生物法制定		水のマスタープラン策定
2005	ミレニアム生態系評価成果発表			
2006				第2次 宝塚市環境基本計画策定
2007		第三次生物多様性国家戦略策定		
2008	COP9開催（ ドイツ・ボン ）	生物多様性基本法制定	第3次兵庫県環境基本計画改定	
2009			生物多様性ひょうご戦略策定	
2010	「国際生物多様性年」COP10開催（名古屋）「名古屋議定書」採択	生物多様性国家戦略2010策定		
2011				第5次 宝塚市総合計画策定 都市計画マスタープラン改定 生物多様性たからづか戦略策定
2012	COP11開催（ インド・ハイデラバード ）	生物多様性国家戦略2012-2020策定		
2014			第4次兵庫県環境基本計画改定 生物多様性ひょうご戦略改定	
2015	国連サミット持続可能な開発目標(SDGs) 採択			第3次 宝塚市環境基本計画策定
2016				生物多様性たからづか戦略改定
2019			第5次兵庫県環境基本計画改定	
2022	COP15開催（ 中国・昆明 、 カタール・モントリオール ）「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択	30by30ロードマップ 策定	ひょうごビジョン2050策定	都市計画マスタープラン改定
2023		生物多様性国家戦略2023-2030策定		第6次 宝塚市総合計画策定
2024	COP16開催（ コロンビア・サンティアゴ・デ・カリ ）	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 制定	生物多様性ひょうご戦略改定	第2次生物多様性たからづか戦略策定

1.3 戦略の位置付け等

1.3.1 戦略の基本的位置付け

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性戦略）」であり、「生物多様性国家戦略2023-2030」、「生物多様性ひょうご戦略」と整合を図って策定したものです。

また、本戦略は本市の最上位の計画である「第6次宝塚市総合計画」の分野別計画である「第4次宝塚市環境基本計画」のテーマ別計画として位置づけられています。

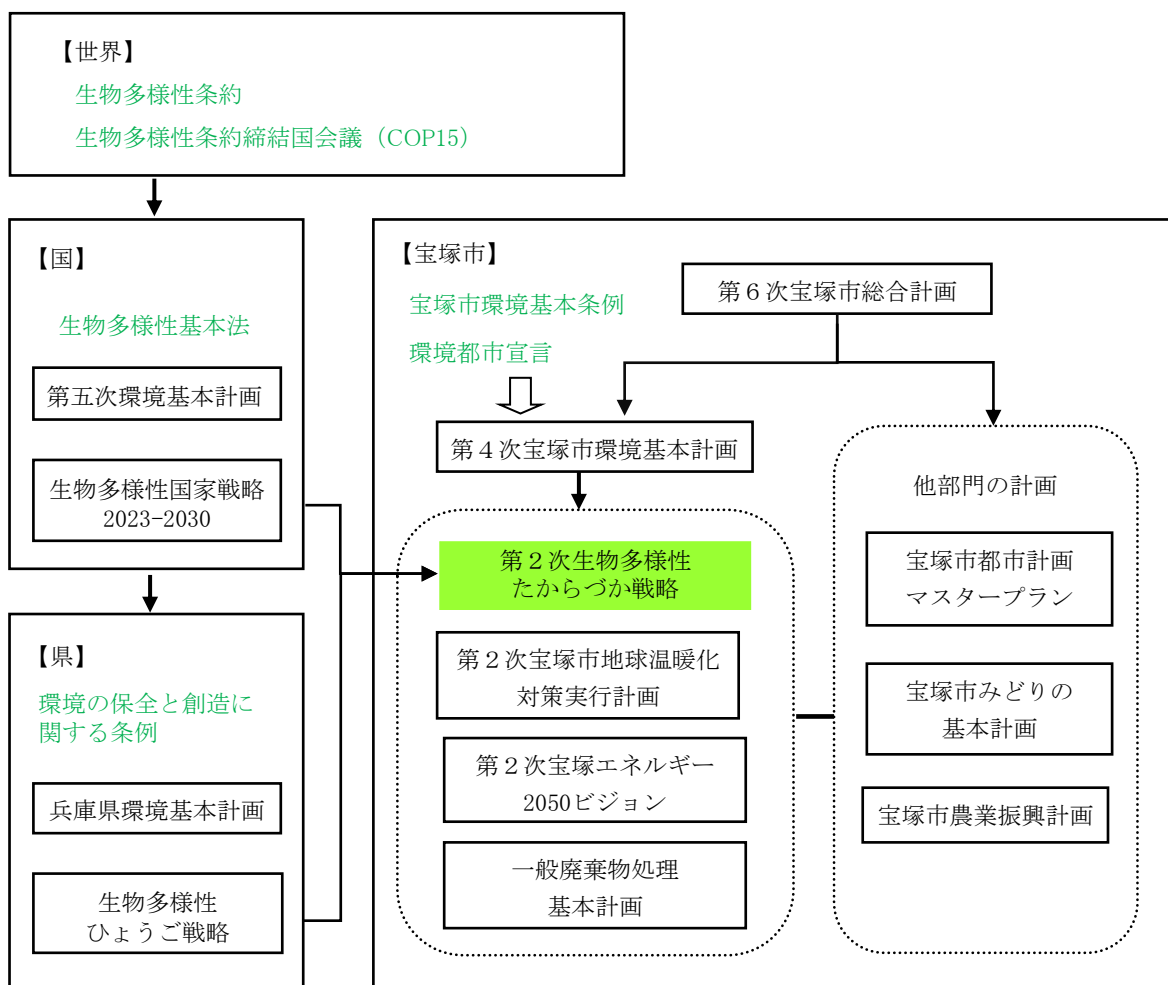


図 1.3-1 計画の位置付け

1.3.2 対象地域

対象地域は宝塚市全域とします。

北摂山地や六甲山地の森林生態系が連続する近隣自治体や、武庫川水系及び猪名川水系を共有する関連隣接自治体との連携を考慮します。



同心円は宝塚市域の重心点を中心とする。

図 1.3-2 宝塚市と周辺の自治体

表 1.3-1 関連市町

項目	関連する隣接自治体
武庫川水系	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、三田市、丹波篠山市、大阪府能勢町
猪名川水系	猪名川町、伊丹市、尼崎市、川西市、大阪府能勢町、池田市、箕面市、豊中市、豊能町、京都府亀岡市
六甲山地	神戸市、西宮市、芦屋市
北摂山地	伊丹市、川西市、猪名川町、三田市
伊丹台地	伊丹市
武庫低地	伊丹市、西宮市

1.3.3 目標年次

長期的な取組みを必要とする生物多様性の保全、育成、再生については、生物や生態系が時間をかけて変化するという特性に鑑み、宝塚市環境基本計画等の長期展望も踏まえ、令和

32年度(2050年度)を見通した目標期間としますが、「生物多様性国家戦略2023-2030」及び「生物多様性ひょうご戦略」の計画期間と合わせて、令和12年度(2030年度)を中期目標年度とします。